

## 鳥取県告示第174号

鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第73号）第3条の規定に基づき、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等を次のとおり定めたので、告示する。

平成25年3月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

条 例 等	条 項	申請等及び処分通知等の内容	開始日
鳥取県公文書等の管理に関する 条例施行規則（平成23年鳥取県 規則第67号）	第5条第1項	特定歴史公文書等閲覧（視聴）請求書	平成25年3月13日
		特定歴史公文書等複写等請求書	”